

## 【日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会】

○平成10年9月24日（木）（第1回）

○本小委員会の運営について小委員長から発言があった。

### (3) 成立議案の要旨

#### 債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）

##### 【要旨】

本法律案は、金融機関等が有する不良債権の実質的処理の促進等を図ることが喫緊の課題となっている状況にかんがみ、弁護士法の特例として、一定の要件を満たす民間業者が業として債権の管理及び回収を行う制度を新たに設けるとともに、必要な規制を行うことにより、債権管理回収業の適正な運営を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 債権管理回収業の営業

債権管理回収業は、金融機関の貸付債権、リース・クレジット債権、一定の貸金業者が有する一定の貸付債権等について、これを譲り受けて又は弁護士以外の者が委託を受けて行う法律事件に関する法律事務に当たる管理・回収の営業をいい、法務大臣の許可を受けた株式会社である債権回収会社でなければ、営むことができない。

#### 2 営業の許可の基準

法務大臣は、許可に当たって警察庁長官及び日本弁護士連合会の意見を聴き、資本金5億円未満、暴力団員等による事業支配、弁護士たる取締役の不在等一定の事由に該当する場合を除き、債権管理回収業の営業の許可をしなければならない。

#### 3 債権回収会社の業務及び行為規制

(1) 債権回収会社は、委託を受け又は譲り受けて債権の管理・回収を行う場合、一定の裁判上の手続については、弁護士に追行させなければならない。

(2) 債権回収会社は、債権管理回収業、正常債権の管理・回収業務及びこれらに付随する業務のほかは、法務大臣が債権管理回収業を営むに支障がないと承認した場合を除き、営むことができない。

(3) 債権回収会社は、暴力団員等を業務に従事させてはならず、債権回収会社の業務に従事する者は、人を威迫し又はその私生活・業務の平穩を害するような言動により相手方を困惑させてはならない。

#### 4 監督

法務大臣は、業務の適正な運営を確保するため必要と認めるときに、警察庁長官は、暴力団関与の有無の確認に必要なときに、それぞれ債権回収会社に対し立入検査等を行うことができ、法務大臣は、警察庁長官の意見を聴いた上で業務改善命令、業務停止命令又は許可取消処分を行うことができる。

#### 5 罰則

業務停止命令違反、無許可営業等に対する罰則を設ける。

## 6 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行後5年を目途として、実施状況等を勘案しつつ検討し、必要があると認められるときは、所要の措置を講じる。

### 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）

#### 【要旨】

本法律案は、金融機関等が有する不良債権であって不動産を担保とするものの処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、金融機関等が特定債権回収機関に対しその有する根抵当権により担保される債権を円滑に譲渡することができるようにするための臨時の措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 銀行その他の金融機関等が、その有する根抵当権の担保する債権の全部を、整理回収銀行その他の特定債権回収機関に売却しようとする場合において、債務者に対し、その旨及び更に融資をする意思のないことを書面で通知したときは、当該根抵当権が確定したものとみなす。
- 2 根抵当権が確定したものとみなされた場合の根抵当権の確定の登記は、根抵当権者のみで申請することができる。
- 3 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、平成13年3月31日限り失効する。

### 競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）

#### 【要旨】

本法律案は、不動産競売手続において、不当な執行妨害行為により手続の遅延が生じている等の現状にかんがみ、手続のより円滑かつ適正な遂行を図る等のため、民事執行法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第1 民事執行法の一部改正

##### 1 執行妨害の排除

- (1) 手続を不当に遅延させることを目的とする執行抗告の簡易却下制度を新設する。
- (2) 目的物件に関する執行官及び評価人の調査権限を拡充する。
- (3) 買受けの申出をした差押債権者のための保全処分制度を新設する。

##### 2 手続の迅速化・簡素化

- (1) 売却の見込みのない場合の手続の停止、取消し等の制度を新設する。
- (2) 配当期日における呼出状の送達手続を簡素化する。

##### 3 利用しやすい競売制度

買受人の銀行ローン活用のための移転登記の嘱託方法を改善する。

##### 4 民事執行法の一部改正に伴い、執行官法及び民事訴訟費用等に関する法律の規定を整備する。

#### 第2 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正

民事執行と滞納処分とが競合した場合に民事執行の手続を続行させるための手続（差

押債権者等による公売催告)を簡素化する。

### 第3 不動産登記法の一部改正

抵当不動産について他の抵当権者等が差押えをしたことを知った時から2週間を経過した場合の根抵当権の元本確定の登記手続を簡素化する。

### 第4 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行し、この法律の施行前にされた強制執行続行の決定の申請については、なお、従前の例による。

## 特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案(衆第4号)

### 【要旨】

本法律案は、預金保険機構、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構(特定債権者)の申立てに係る競売手続(特定競売手続)について、その円滑な実施に資するため、現況調査及び評価等に関し、民事執行法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 現況調査の特例

執行裁判所は、特定競売手続について、特定債権者から不動産の形状、占有関係その他の現況を明らかにする書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法の規定にかかわらず、現況調査を命じないことができる。

#### 2 評価等の特例

執行裁判所は、特定競売手続について、特定債権者から不動産の評価を記載した書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法の規定にかかわらず、評価人を選任することなく、その書面に記載された評価に基づいて最低売却価額を定めることができる。

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。

##### (2) 失効

この法律は、施行の日から起算して10年を経過した日にその効力を失う。ただし、その時までになされた申立てに係る特定競売手続については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

## 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(衆第5号)

### 【要旨】

本法律案は、金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下するとともに、我が国の金融システムに対する内外の信頼が失われつつあることにかんがみ、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、金融機関の金融整理管財人による管理及び破綻した金融機関の業務承継、銀行の特別公的管理並びに金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置の制度を設けること等により信用秩序の維持と預金者等の保護を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 1 金融機関の破綻処理の原則

金融再生委員会が講ずる金融機関の破綻に対する施策は、次に掲げる原則によるものとする。

- (1) 破綻金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営の状況を開示すること
- (2) 経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないこと
- (3) 破綻金融機関の株主及び経営者等の責任を明確にすること
- (4) 預金者等を保護すること
- (5) 金融機関の金融仲介機能を維持すること
- (6) 金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすること

## 2 金融機関の財務内容等の透明性の確保

金融機関は、決算期その他主務省令で定める期日において資産の査定を行い、資産査定等報告書を作成し、金融再生委員会に提出するとともに、その区分に係る資産の合計額その他の事項を公表する。

## 3 破綻した金融機関の金融整理管財人による管理

### (1) 業務及び財産の管理を命ずる処分

金融再生委員会は、平成13年3月31日までを限り、金融機関が債務超過である場合その他金融機関が破綻した場合であって、一定の要件に該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という。)を行うことができる。

### (2) 金融整理管財人の選任等

金融再生委員会は、管理を命ずる処分と同時に、1人又は数人の金融整理管財人を選任しなければならない。また、管理を命ずる処分があったときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。

### (3) 管理の終了

金融整理管財人は、管理を命ずる処分があった日から1年以内にその管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない場合には、金融再生委員会の承認を得て、1年を限り、この期限を延長することができる。

## 4 破綻した金融機関の業務継承

### (1) 承継銀行（ブリッジバンク）の設立

金融再生委員会は、平成13年3月31日までを限り、被管理金融機関が、一定の要件に該当し、かつ、必要があると認められるときは、預金保険機構（以下「機構」という。）が設立した承継銀行に、当該被管理金融機関の営業の譲受け等を行わせる。また、機構は、当該承継銀行の経営管理その他業務の円滑な実施に必要な資金の貸付け等を行うほか、業務の実施により当該承継銀行に損失が生じた場合、その補てんを行う。

### (2) 承継銀行の経営管理の終了

機構は、承継銀行が最初に業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から1年以内に、当該承継銀行の経営管理を終了する。ただし、やむを得ない場合には、1年ごとに2回までを限り、この期限を延長することができる。

## 5 破綻した銀行の特別公的管理

### (1) 特別公的管理の開始の決定

金融再生委員会は、銀行が債務超過である場合その他金融機関が破綻した場合及び預金の払戻しを停止するおそれが生ずると認める場合であつて、我が国における金融の機能等に極めて重大な障害等が生ずると認めるときは、一定の要件により、当該銀行につき、特別公的管理の開始の決定をすることができる。また、特別公的管理の期限は、平成13年3月31日までとする。

### (2) 特別公的管理銀行の株式の取得及びその対価

特別公的管理の開始の決定が行われた場合には、特別公的管理銀行の株式は、機構が取得する。また、株価算定委員会は、特別公的管理銀行の純資産額を基礎として取得株式の対価を決定する。

### (3) 特別公的管理銀行に対する資金の貸付け及び損失の補てん

機構は、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行に対し、その業務に必要な資金の貸付け及びその業務の実施により生じた損失の補てんを行うことができる。

## 6 金融機関の資産の買取りに関する緊急措置

機構は、信用秩序の維持と預金者等の保護のため、被管理金融機関、承継銀行、特別公的管理銀行及びその他の金融機関から資産を買い取ることができる。

## 7 機構の業務の特例等

### (1) 機構の業務の特例

機構は、預金保険法に規定する業務のほか、次の業務及びそれらに附帯する業務を行うことができる。

① 4及び5に係る業務を行うこと

② 破綻金融機関等の受皿金融機関が発行する株式等の引受等を行うこと

### (2) 借入金及び預金保険機構債券

政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の(1)の業務に係る借入金又は債券に係る債務の保証をすることができる。

## 8 雑則、施行期日等

### (1) 特別公的管理銀行等に対する預金者等の保護のための資金援助

特別公的管理銀行及び3の(1)の決定を受けた承継銀行は、機構に対し資金援助を申請できる。

(2) この法律は、公布の日から起算して10日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(3) 金融再生委員会設置までの間は、金融再生委員会の権限を総理大臣が代行する。

(4) 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第5号）は、廃止する。

## 金融再生委員会設置法案（衆第6号）

### 【要 旨】

本法律案は、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をするほか、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻に対し必要な施

策を講ずるとともに、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等について免許及び検査その他の監督をし、並びに証券取引等の監視に関する事務を行うため、総理府の外局として、金融再生委員会を設置するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国家行政組織法第3条第2項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融再生委員会を設置する。
- 2 金融再生委員会の所掌事務及び権限を、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をすること、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の免許及び検査その他の監督並びに証券取引等の公正が確保されるようその監視をすること等とする。
- 3 金融再生委員会の委員長は、国務大臣をもって充てる。
- 4 国家行政組織法第3条第3項ただし書の規定に基づいて、金融再生委員会に、金融監督庁を置く。
- 5 金融監督庁に、証券取引等監視委員会を置く。
- 6 金融再生委員会に、株価算定委員会を置く。
- 7 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、金融再生委員会及び株価算定委員会の委員の任命のために必要な行為に係る規定は、公布の日から施行する。

## 預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）

### 【要 旨】

本法律案は、破綻金融機関から営業を譲り受け、その整理を行うこと等を目的とする整理回収機構（日本版RTC）を設立し、債権の回収等の業務のほか、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構から引き継いだ業務を行わせるとともに、預金保険機構の業務の円滑化に係る事項等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 整理回収機構の創設

住宅金融債権管理機構と整理回収銀行を一体とした株式会社組織として、整理回収機構を創設する。その際、住宅金融債権管理機構を存続する会社とする。

#### 2 預金保険機構に係る改正

- (1) 預金保険機構の役員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- (2) 預金保険機構に、役員として理事4人以内を置くことができる。
- (3) 預金保険機構の理事長は、預金保険機構の職員のうちから、預金保険機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。
- (4) 預金保険機構の資金の借入先を日本銀行、金融機関以外の者にも拡大する。
- (5) 預金保険機構は、破綻金融機関の取締役等及び取締役等であった者に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状況につき報告を求め、又は破綻金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(6) 預金保険機構が、当分の間、資金援助をすることができる特定合併について、金融再生委員会は、平成11年3月31日までを限り、2以上の破綻金融機関のそれぞれについて、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その破綻金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該破綻金融機関に対し、書面によりあっせんを行うことができる。

(7) 預金保険機構は、大蔵大臣及び金融再生委員会が監督する。

### 3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）

### 【要旨】

本法律案は、金融再生委員会設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政機関に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 総理府設置法その他の行政組織に関する法律の規定の整備

金融再生委員会の設置に伴い、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を含む民間事業者等に対する検査その他の監督に関する大蔵省及び金融監督庁の事務等を金融再生委員会の事務等とすることとし、所要の規定の整備を図ることとする。

#### 2 銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律についての所要の規定の整備

金融再生委員会の設置に伴い、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を含む民間事業者等に対する検査その他の監督に係る内閣総理大臣の権限で、金融監督庁に委任されているものを金融再生委員会の権限とすることとし、所要の規定の整備を図ることとする。

#### 3 この法律は、金融再生委員会設置法の施行の日から施行する。

## 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案（衆第15号）

### 【要旨】

本法律案は、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の喫緊の課題であることにかんがみ、金融機関等の不良債権の処理を速やかに進めるとともに、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融機能の早期健全化を図り、もって我が国の金融システムの再構築と我が国の経済の活性化に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 金融再生委員会が我が国の金融機能の早期健全化のために講ずる施策の原則として、金融機能の障害の未然防止、金融機関等の経営責任及び株主責任の明確化、金融機関等の再編促進による金融システムの効率化、社会経済的な費用の最小化、早期是正措置との効果的連携並びに情報等の適切かつ十分な開示を定める。

2 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等の発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託することができる。また、株式等の発行等を行おうとする金融機関等

は、協定銀行に対し、平成13年3月31日までに株式等の発行に係る申込みを行うとともに、協定銀行と連名で、機構に対し、金融再生委員会の承認を求めよう申請しなければならない。

- 3 2の申請を行った金融機関等は、金融再生委員会に対し、経営の合理化、責任ある経営体制の確立、利益流出の防止、信用供与の円滑化、発行株式等の償還等のための財源の確保並びに財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策を定めた経営の健全化のための計画を、機構を通じて、提出しなければならない。
- 4 金融再生委員会は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、議決権のある株式の引受けの承認をすることができる。
  - (1) その資本の増強が図られなければ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。
  - (2) (1)に掲げる事態を避けるために、議決権のある株式の引受けが不可欠であること。
  - (3) 当該金融機関等の存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、取得株式等の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。
  - (4) 当該金融機関等が著しい過少資本の状況又は特に著しい過少資本の状況のいずれかにあること。
  - (5) 当該金融機関等が特に著しい過少資本の状況にあるときは、その存続が地域経済にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。
  - (6) 3に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、金融再生委員会が定めて公表する、経営の合理化、経営責任の明確化、株主責任の明確化及び信用供与の円滑化のための方策に関する基準に従ったこれらの方策の実行が見込まれること。
- 5 金融再生委員会は、4の、(1)、(3)、(5)及び(6)の要件のすべてに該当する場合に限り、優先株式等の引受け等の承認をすることができる。ただし、当該金融機関等が健全な自己資本の状況にあるときは、次に掲げるいずれかの場合に限り、優先株式等の引受け等の承認をすることができる。
  - (1) 当該金融機関等が、経営の状況が悪化している金融機関等との合併、経営の状況が悪化している金融機関等からの営業若しくは事業の譲受け又は経営の状況が悪化している金融機関等の株式の取得を行うものであって、その円滑な実施のため、協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合。
  - (2) 急激かつ大幅な信用供与の収縮が相次いで生じており、又はそのおそれがある状況であり、かつ、これらの状況を改善し、又は回避するために協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合その他特にやむを得ない事由がある場合。
- 6 株主責任の明確化のため資本の減少を行う場合の商法の特例を措置する。
- 7 協定銀行は、取得した株式等は早期に処分するものとし、特に、議決権のある株式を引き受けて子会社化した場合は、原則として1年以内に、子会社でなくなるよう、保有する株式の譲渡その他の処分を行う。
- 8 預金保険機構は、平成13年3月31日までの時限措置として金融機能早期健全化勘定を設け、金融機能の早期健全化のための業務のため、日本銀行等からの資金の借入れ等を

行うことができるとともに、政府は、その借入れ等に係る債務の保証をすることができる等所要の措置を講ずる。

- 9 この法律は、公布の日から起算して10日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (4) 付託議案審議表

##### ・本院議員提出法律案（5件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
1	金融機能の正常化に関する 特別措置法案	筆坂 秀世君 外1名 (10.10.2)	10.10.5		10.10.5	未	了			
								○10.10.5 参本会議趣旨説明		
2	預金保険法の一部を改正す る法律案	筆坂 秀世君 外1名 (10.10.2)	10.5		10.5	未	了			
								○10.10.5 参本会議趣旨説明		
3	金融監督委員会設置法案	筆坂 秀世君 外1名 (10.10.2)	10.5		10.5	未	了			
								○10.10.5 参本会議趣旨説明		
4	金融機能の安定化のための 緊急措置に関する法律を廃 止する法律案	筆坂 秀世君 外1名 (10.10.2)	10.5		10.5	未	了			
								○10.10.5 参本会議趣旨説明		
10	金融機能の早期健全化のた めの緊急措置に関する法律 案	本岡 昭次君 外2名 (10.10.13)	10.14		10.14	未	了			
								○10.10.14 参本会議趣旨説明		

##### ・衆議院議員提出法律案（9件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
1	債権管理回収業に関する特 別措置法案	保岡 興治君 外3名 (10.8.5)	10.8.7	10.10.2	10.10.5	10.10.9 可決	10.10.12 可決	10.8.25 金融安定 特委	10.10.2 修正	10.10.2 修正
2	金融機関等が有する根抵当 権により担保される債権の 譲渡の円滑化のための臨時 措置に関する法律案	保岡 興治君 外3名 (10.8.5)	8.7	10.2	10.5	10.9 可決	10.12 可決	8.25 金融安定 特委	10.2 修正	10.2 修正
3	競売手続の円滑化等を図る ための関係法律の整備に関 する法律案	保岡 興治君 外4名 (10.8.5)	8.7	10.2	10.5	10.9 可決	10.12 可決	8.25 金融安定 特委	10.2 可決	10.2 可決

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
4	特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案	保岡 興治君 外4名 (10. 8. 5)	10. 8. 7	10.10. 2	10.10. 5	10.10. 9 可決	10.10.12 可決	10. 8.25 金融安定特委	10.10. 2 可決	10.10. 2 可決
5	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案	菅 直人君 外12名 (10. 9. 3)	9. 4	10. 2	10. 5	10. 9 可決	10.12 可決	9. 4 金融安定特委	10. 2 修正	10. 2 修正
6	金融再生委員会設置法案	菅 直人君 外12名 (10. 9. 3)	9. 4	10. 2	10. 5	10. 9 可決	10.12 可決	9. 4 金融安定特委	10. 2 修正	10. 2 修正
7	預金保険法の一部を改正する法律案	菅 直人君 外12名 (10. 9. 3)	9. 4	10. 2	10. 5	10. 9 可決	10.12 可決	9. 4 金融安定特委	10. 2 修正	10. 2 修正
8	金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	菅 直人君 外12名 (10. 9. 3)	9. 4	10. 2	10. 5	10. 9 可決	10.12 可決	9. 4 金融安定特委	10. 2 修正	10. 2 修正
15	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案	保岡 興治君 外3名 (10.10. 7)	10. 8	10.13	10.14	10.16 可決	10.16 可決	10. 8 金融安定特委	10.13 修正	10.13 修正